

給付金の支給手続き

①令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人

- (1)令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が同じ場合
- 対象者には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
 - 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、**厚岸町役場に返信してください。**
- (2)令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合
- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
 - 令和6年中に転出された方であって給付対象となる方は、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

②個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす人

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≒本人として定額減税対象外)
- 税制度上、『扶養親族等』から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の人、合計所得金額48万円超の人(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

※給付金を受け取るには、**申請が必要です**ので、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください



『定額減税しきれないと見込まれる人』への給付金の『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意を！

自宅や職場などに国、道や町などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、町消費生活相談窓口(役場内☎52-3131)や厚岸警察署(☎52-0110)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、国や道、町の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

ご不明点があれば厚岸町役場にご連絡ください

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

詳しくはこちらから

不足額給付

給付金・定額減税一体措置

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

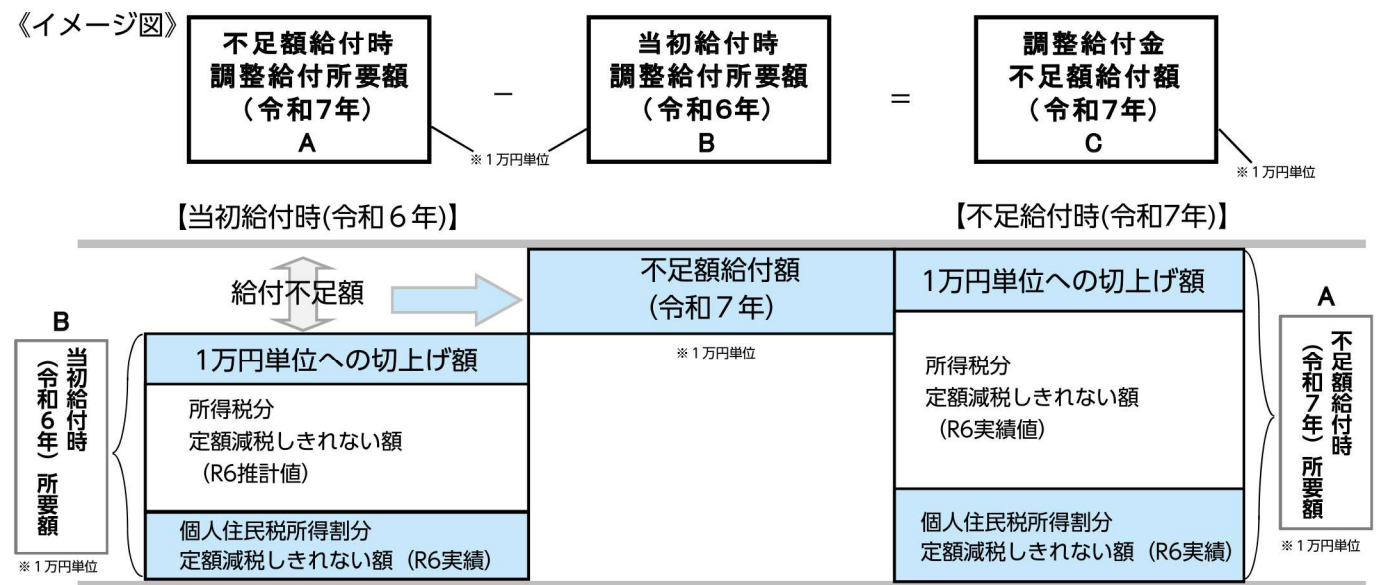
『定額減税しきれないと見込まれた人』等への追加の給付金(『調整給付金(不足額給付)』)のご案内

『調整給付金(不足額給付)』とは？

- 調整給付の『不足額給付』とは、以下の事情により、当初調整給付^{※1}の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。
- 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人**に対して、その差額を支給
- 《例》
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、『令和6年分推計所得税額(令和5年所得)』 > 『令和6年分所得税額(令和6年所得)』となった人
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、『所得税分定額減税可能額(当初給付時)』 < 『所得税分定額減税可能額(不足額給付時)』となった人
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた人
- 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある人(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給

- 《例》
- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の人
 - 合計所得金額48万円超の人

※1 昨年、『定額減税しきれないと見込まれた人』に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております



※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません